

# 熱損失防止改修(省エネ改修)住宅に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

益子町長 広田 茂十郎 様

申告者(納税義務者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ⑩

(個人番号 - - )

(電 話 - - )

地方税法附則第15条の9第9項の適用を受けるため、益子町税条例  
附則第10条の3第8項の規定により、下記のとおり申告します。

家 屋 の 所 在	益子町		
登 記 の 有 無	<input type="checkbox"/> 登記(家屋番号 _____ ) <input type="checkbox"/> 未登記 (登記年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)		
種 類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他住宅( _____ )		
床 面 積	m <sup>2</sup>	住宅の用に供する 床面積	m <sup>2</sup>
建 築 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
改修が完了した年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日		
改修に要した費用	_____ 円		
給付を受けた補助金等の有無	<input type="checkbox"/> 有(補助金の名称: _____ ) <input type="checkbox"/> 無 (給付を受けた金額: _____ 円)		
改修工事内容	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事(必須) <input type="checkbox"/> 断熱改修工事( <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 )		
備 考	※改修工事完了日から3月以内に申告書を提出できなかった場合、その理由など		

# 熱損失防止改修(省エネ改修)住宅に係る固定資産税の減額について

## 【内容】

一定の省エネ改修を行った住宅について、工事の翌年1年間分の固定資産税が3分の1減額されます。

(※床面積120㎡相当分までに限る。適用は1回のみ。耐震改修に係る減額との併用は不可。)

## 【要件】

- ・貸家住宅でないこと
- ・平成20年1月1日以前から存在する住宅であること
- ・工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ・工事後の居住部分が当該家屋の2分の1以上あること
- ・次のいずれかの改修工事であること
  - ①窓の改修工事
  - ②窓の改修工事及び床の断熱改修工事
  - ③窓の改修工事及び壁の断熱改修工事
  - ④窓の改修工事及び天井の断熱改修工事
- ・当該改修工事費用のうち、補助金を除く自己負担が50万円を超えること

## 【申請方法】

固定資産税減額申告書に記入の上、下記の書類を添えて税務課へ提出して下さい。

〈添付書類〉

- ①納税義務者の住民票の写し
- ②増改築等工事証明書  
または熱損失防止改修工事証明書
- ③改修工事箇所の図面・写真
- ④改修工事費用が確認できる書類の写し(明細書、領収書等)
- ⑤改修工事のために補助金等の給付を受けた場合は、  
その額を確認できる書類の写し

## 【問合せ先】

益子町 総務部 税務課 資産税係

電 話 72-8863

FAX 72-6393